

(2) 学業成績等に係る基準

学業成績等に係る基準は **表1** のとおり在学している年数に応じて基準が異なります。

ただし、この基準に該当する場合であっても、在学中の学業成績等が **表2** の1.～3. のいずれかに該当する場合は、支給対象外となります。

表1

在籍年数	学業成績等に係る基準
入学後1年を経過していない人 (2022年度秋入学 者含む)	次の①～③のいずれかに該当すること。 ① 高等学校等における評定平均値が3.5以上であること、又は、入学者選抜試験の成績が入学者の上位1/2の範囲に属すること ② 高等学校卒業程度認定試験の合格者であること ③ 将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書等により確認できること
入学後1年以上を 経過した人	次の①、②のいずれかに該当すること。 ① GPA（平均成績）等が在学する学部等における上位1/2の範囲に属すること ② 修得した単位数が標準単位数以上であり、かつ、将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書により確認できること ※採用基準となるGPA、修得単位数はともに「入学時から前年度（前学年）末までの累積」によって判定されます。高等専門学校5年次に在籍中の場合、「4年次」の修了時の成績により判定されます（1～3年次までの成績は含みません）。 ※標準単位数以上でないことについて、災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められる場合には、修得単位数が標準単位数未満であっても、学修意欲を有することが確認できれば、この基準を満たすことになります。

(注1) 編入学や転学をしている場合は、編入学前や転学前の学校に入学してからの年数の基準で判定されます。

(注2) 入学から1年を経過している人が、入学1年目に大学等から認められた正規の手続きにより「休学」した期間があることにより、入学1年目の成績判定がなされなかった場合は、「入学後1年以上を経過した人」の基準で判定されます。

表2

1. 修業年限で卒業又は修了できないことが確定したこと。
2. 修得した単位数（単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数）の合計数が標準単位数の5割以下であること。
3. 履修科目の授業への出席率が5割以下であることその他の学修意欲が著しく低い状況にあると認められること。

(注1) 上記1.～3. のいずれかに当てはまる場合であっても、災害・傷病、その他のやむを得ない事由があると認められる場合は、支給対象となります。その場合は、在学に相談してください。

(注2) 編入学や転学をしている場合、編入学前や転学前の学校で上記1.～3. のいずれかの基準に当てはまる場合は採用となりません。

(注3) 判定においては、最新の情報により判定することになりますが、修得単位数の判定は直近までの累計状況により判断されます。

重要

学修計画書の詳細については、学校に確認してください。

採用された場合も、その後の学業成績などによっては、支給が打ち切りになることがあります。（24ページ参照）
給付奨学生としての自覚をもって勉学や学生生活に取り組んでください。

(3) 家計に係る基準

① 収入・所得の上限額の目安

収入基準は、提出されたマイナンバー等であなたと生計維持者の住民税情報を取得し判定を行います。実際の世帯構成、障がい者の有無、各種保険料の支払い等は各世帯により異なるため、下表はあくまでも目安として利用してください。家計基準について詳細に確認されたい場合は、10ページの【参考：収入基準を満たすかどうかを確認する方法】を参照してください。

(単位:万円)

世帯人数	想定する世帯構成	(★)が給与所得者の世帯 (年間の収入金額)			(★)が給与所得者以外の世帯 (年間の所得金額)		
		第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分	第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分
2人	あなた、親①(ひとり親)(★)	229	332	402	144	212	272
3人	あなた、親①(ひとり親)(★)、高校生	289	391	457	182	257	311
4人	あなた、親①(★)、親②(無収入)、高校生	295	395	461	196	277	348
4人	あなた、親①(★)、親②(給与所得者)、高校生	親①: 295 親②: 115	親①: 336 親②: 155	親①: 409 親②: 155	親①: 179 親②: 115	親①: 205 親②: 155	親①: 262 親②: 155
5人	あなた、親①(★)、親②(パート)、高校生、中学生	親①: 321 親②: 100	親①: 395 親②: 100	親①: 461 親②: 100	親①: 217 親②: 100	親①: 277 親②: 100	親①: 353 親②: 100

(注1) 給与を受けている場合は、年間の収入金額(源泉徴収票における「支払金額」欄)、商店・農業等自営業を営んでいる場合は、年間の所得金額(確定申告書における「所得金額」)の目安となります。

(注2) 表中の数字はあくまでも目安です。目安の金額を上回っていても対象となる場合や下回っていても支給対象とならない場合があります。

(注3) 2023年4月に申し込む場合、あなたが当年の1月1日時点で20～23歳であり、あなたに市町村民税が課税される程度の収入(所得)がないものとして計算しています。

(注4) 2023年4月に申し込む場合、親①が2021年中にひとり親であった場合の目安となります。

「収入基準」については、機構のホームページに掲載している「進学資金シミュレーター」(右のQRコード)で、あなたの世帯構成で収入基準に該当するかおおよその目安として確認できますので、是非ご利用ください。



② 収入基準・資産基準

次の「収入基準」及び「資産基準」のいずれにも該当する必要があります(該当しない人は採用されません)。

【収入基準】

収入については、提出されたマイナンバーにより2021年(1月1日～12月31日)の収入に基づく2022年度住民税情報により算出された支給額算定基準額が下表に該当するか判定します(二次採用(秋)では2022年(1月1日～12月31日)の収入に基づく2023年度住民税情報で判定を行います)。

支援区分	収入基準
第Ⅰ区分	あなたと生計維持者の市町村民税所得割が非課税であること(※1)
第Ⅱ区分	あなたと生計維持者の支給額算定基準額(※2)の合計が100円以上25,600円未満であること
第Ⅲ区分	あなたと生計維持者の支給額算定基準額(※2)の合計が25,600円以上51,300円未満であること

(※1) ふるさと納税、住宅ローン等の税額控除等の適用を受けている場合、各区分に該当しない場合があります。

(※2) 支給額算定基準額 \times 1＝課税標準額 \times 6%－(市町村民税調整控除額＋市町村民税調整額) \times 2(100円未満切り捨て)
★1 市町村民税所得割が非課税の人は、(※1)の場合を除き、この計算式にかかわらず、支給額算定基準額が0円となります。

★2 政令指定都市に対して市民税を納税している場合は、(市町村民税調整控除額＋市町村民税調整額)に3/4を乗じた額となります。

(※3) 給付奨学金利用(希望)者本人が早生まれの場合に、同じ年度で同じ学年の早生まれでない者と扶養控除の取扱いが同じになるよう家計基準の審査を行います。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/kakei/hayaumare.html>

4 支給金額

(1) 一般の課程

給付奨学生として採用されてから正規の卒業時期まで、世帯の所得金額に基づく区分（第Ⅰ～Ⅲ区分：詳細は9ページを参照）に応じて、学校の設置者（国公立・私立）及び通学形態（自宅通学・自宅外通学）等により定まる下表の金額（月額）が、原則として毎月振り込まれます。なお、自宅通学・自宅外通学の取扱いは（注3）～（注6）を確認してください。

学校種・世帯の所得金額に基づく区分		国 公 立		私 立	
		自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学
大学・短期大学・ 専修学校（専門課程）	第Ⅰ区分	29,200円 (33,300円)	66,700円	38,300円 (42,500円)	75,800円
	第Ⅱ区分	19,500円 (22,200円)	44,500円	25,600円 (28,400円)	50,600円
	第Ⅲ区分	9,800円 (11,100円)	22,300円	12,800円 (14,200円)	25,300円
高等専門学校 (第4学年以上)	第Ⅰ区分	17,500円 (25,800円)	34,200円	26,700円 (35,000円)	43,300円
	第Ⅱ区分	11,700円 (17,200円)	22,800円	17,800円 (23,400円)	28,900円
	第Ⅲ区分	5,900円 (8,600円)	11,400円	8,900円 (11,700円)	14,500円

(注1) 生活保護（扶助の種類を問いません）を受けている生計維持者と同居している人及び社会的養護を必要とする人で児童養護施設等から通学し、「自宅通学」扱いの人は、上表のカッコ内の金額となります。

(注2) 独立行政法人・地方独立行政法人が設置する学校は、国公立に含みます。

(注3) 「自宅通学」とは、あなたが生計維持者（父母等）と同居している（又はこれに準ずる）状態のことをいいます（生計維持者が単身赴任等により一時的に別居している場合も自宅通学となります）。

(注4) 「自宅外通学」とは、以下ア～オのいずれかに該当し、かつ、あなたが生計維持者のもとを離れて家賃を支払って生活している状態のことをいいます。ア～オに該当しないことや家賃を支払っていないことが判明した場合、自宅外月額が振り込まれていた場合でも自宅月額に変更されます。

(注5) **「自宅外通学」を選択する場合でも、当初は「自宅通学」の支給月額が振り込まれます。**自宅外月額の振込みは、「自宅外通学」であることの証明書類（アパートの賃貸借契約書のコピー等）を提出し、不備なく審査終了した後になります。なお、振込反映月に「自宅外通学」が認められた月からの差額がまとめて振り込まれます。

ただし、定められた期限までに不備のない書類提出がなく、遅れて審査終了となった場合は、届出月から自宅外月額に変更します。

(注6) 社会的養護を必要とする人を含む独立生計者が、居住にかかる費用（家賃）を支払いながら通学している場合は、学校までの通学距離・時間等にかかわらず「自宅外通学」の申請ができます。

- | |
|--|
| ア. 実家（生計維持者いずれもの住所）から大学等までの通学距離が片道60キロメートル以上（目安）
イ. 実家から大学等までの通学時間が片道120分以上（目安）
ウ. 実家から大学等までの通学費が月1万円以上（目安）
エ. 実家から大学等までの通学時間が片道90分以上であって、通学時間帯に利用できる交通機関の運行本数が1時間当たり1本以下（目安）
オ. その他やむを得ない特別な事情により、学業との関連で、実家からの通学が困難である場合 |
|--|

(2) 通信教育課程

正規の卒業年度まで、本人と生計維持者の所得金額に基づく区分（9ページ）に応じて、授業形態（印刷教材、スクーリング、放送、メディア）、学校の設置者（国公立・私立）、通学形態（自宅通学・自宅外通学）にかかわらず、下表の金額（年額）が年1回振り込まれます。

区分	(国立・公立・私立/自宅・自宅外共通)
第Ⅰ区分	51,000円
第Ⅱ区分	34,000円
第Ⅲ区分	17,000円